



**東京税理士会日本橋支部会報**

**第128号**  
 平成23年5月1日

**東京税理士会日本橋支部**  
 〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10  
 ホックク人形町ビル  
 ☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp  
 ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 中島美和  
 編集人 広報部長 高橋美津子  
 印刷 (株) 税 経



函館トラピスト修道院（広報部）

**税界放談**

平成23年3月11日午後2時46分東北関東地方を震度7の大きな地震が襲った。確定申告の最中の多忙な時、会員各位は如何対応されましたか？東日本大震災で被災された方々、特に会員関係者で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

日本橋支部周辺は、それほど大きな被害もなく比較的平穏でしたが、交通機関が止まってしまい、ホテル宿泊、徒歩帰宅、事務所まで一夜を過ごす人等、その後の対応は大変でした。

この震災で、学んだことが多くある。それは、通信関係が遮断されたことである。阪神大震災では、携帯電話が通信を支えたが、今回は携帯電話は回線がいっぱいで、用をなさなかった。理由は、利用台数が増えて回線を維持出来なかったからだ。

日本橋支部では、災害時の緊急連絡網を作って、会員の安否情報を共有することになっていくが、通信手段が無く機能しなかった。課題が残った。

今回は大きな被害が出なかったが支部事務局に、非常食、水等の備蓄、一時避難場所としての対応を準備すべきか、の検討も必要であろう。

生かされていることに感謝して業務に励もうではないか。  
 (J. K)



## 確定申告期を終えて

支部長 中島美和

平成23年3月11日午後2時46分大きな地震が東北・関東地方を襲いました。確定申告期も終盤に差し掛かった当日、わが事務所のラジオが緊急地震速報を知らせ、徐々に揺れが始まりだんだんそれが大きくなり、立っているのも大変な状況でした。冷蔵庫がその上の電子レンジとともに落ち、次に書庫も。床は足の踏み場も無いような状況でした。会員の皆様の事務所、ご家庭はいかがでしたでしょうか。

何とか3月15日を迎えることができましたが、被災された方々を思うと、例年のような達成感が沸いてこないのは私だけではないでしょう。心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

支部の行事では、『確定申告無料相談等の従事者慰労会』の延期、『明治座観劇会』の中止と影響を受けています。また、東京税理士会の春と秋のビックイベント『支部対抗野球大会』も中止になりました。しかし、いつまでも下を向いてはいられません。6月21日の支部総会へ向け、通常業務へ戻していかなければと思っています。

日本税理士会連合会では5億円を目標に会員からの義援金を募っています。東京税理士会ではそのうち1億円を集めるつもりだそうです。会員の皆様のご協力をお願いします。

さて、確定申告期には多くの会員の方々のご協力により、各種無料相談を遂行することができました。具体的には、2月23日の『税理士記念日無料相談』に10名。2月21日～25日の『確定申告無料相談』20名。2月18日と3月4日には日本橋青色申告会の会員の方の電子申告代理送信にそれぞれ1名。3月2日、9日の支部主催の無料相談に各1名。さらに、東京税理士会が行った西新宿アクアプラザの『パソコンによる申告相談』に延7名。神田税務署別館の『確定申告電話相談センター』に延82名の会員に参加して頂きました。本当にありがとうございました。

また、3月28日には日本橋税務署姉崎署長様が支部事務局においでになり、確定申告が大過なく

終了した旨のご報告と、日本橋支部の会員の皆様のご協力に対するお礼のお言葉を頂きましたのでご報告いたします。また、3月14日の朝、ある会員から電話を頂き、交通機関の異常事態で各税務署へのアクセスが悪く、思うように申告書の提出ができないので、日本橋署で他署の申告書を受け付けてもらえるようにならないかのご要望がありました。残念ながら支部では対処できませんでしたが、後日そのような対処をした署があったことを知りましたので、署長様にそのことをお話し、今後の柔軟な運用をお願いいたしました。

現在、支部では6月21日（火）の定期総会に向けて、平成22年度の事業報告書・決算書の作成、平成23年度の事業計画・予算書の作成に取り掛かっています。定期総会には一人でも多くの会員のご出席がいただけますよう、総会前の講演会には、日本橋支部会員の小池正明先生に改正税法についてご講演をお願いしております。しかし、国会の状況で不透明な部分もありますので、内容が変更になる可能性もありますが、どちらにしても興味深いご講演がいただけたと思いますので、ご出席のご予定を入れておいて頂きますよう、よろしくをお願いいたします。

今回の「東日本大震災」により、宮城県の気仙沼支部で1名の会員が亡くなり、石巻支部では3名の会員が行方不明だそうです。東北税理士会では会員の物的被害の程度に応じて56名の会員に総額515万円の第1次見舞金を贈呈しました。東京税理士会でも対策本部（本部長：山川会長、実行委員長：神津副会長）を立ち上げ、会員（他会含む）の業務上の相談、関与先への指導に関する相談を行うとのこと。支部会員の中には、東北地方、茨城県、千葉県の関与先で被害を受けた方がおられると思います。活用してください。詳しくは東京税理士会会報（4月1日号）「案内板」をご覧ください。

1日も早く、『原発』の状況が好転し、被災地の復興が進むことを、心からお祈りします。



## 確定申告のお礼

日本橋税務署長 姉崎正栄

このたびの東日本大震災により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

この震災に対する税制面の措置につきましては、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の地域の方につきましては、申告・納付等の期限が全ての税目につき自動的に延長するほか、5県以外の地域につきましても、個別に申請を行うことにより延長が可能となっております。また、滅失・損壊した資産や災害・復旧のために支出する費用及び義援金等に関する税務上の取扱いなどについて、随時、国税庁のホームページに掲載しておりますので、よろしくお願いいいたします。

さて、東京税理士会日本橋支部の皆様方には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成22年分の確定申告につきましては、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を図りつつ、ITを活用した申告指導体制を構築し、円滑かつ確実な事務処理に取り組んだ結果、その最盛期を無事に乗り切ることができました。これも日本橋支部の皆様方による無料申告相談の実施、パソコンによる確定申告センター及び電話相談センターへの会員派遣など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力のお陰でありまして、重ねて御礼申し上げます。

なお、来年以降の確定申告につきましては、申告書の作成会場が、東京国税局の合同会場となりますが、引き続き、円滑な実施に向けて、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、e-Taxの利用拡大に向けまして、研修会を積極的に開催するほか、管内税務関係団体との連携の下に「e-Tax・eLTAX利用推進宣言」や関係8団体長連名による書面で各会員に利用依頼をしていただくなど、多大なご支援、ご協力をいた

だきました。こうした皆様方のご尽力のお陰で、着実に利用件数が増加してきております。

しかしながら、東京局の利用率は、全国値を下回っている状況にあり、日本橋署を含めまして法人税等を中心に更なる利用拡大を図っていく必要があります。また、「オンライン利用拡大行動計画」に基づく法人税等の先行手続きの利用率は、平成23年度末まで70%が目標となっておりますし、さらに、法人税等のe-Taxの利用拡大を図っていく上では、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が重要な期間となります。

つきましては、3月決算の法人税及び消費税の申告は、e-Taxによる代理送信を1件でも多くご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、昨年同様、利便性の観点から法人税等の申告が集中する5月末の4日間（平成23年5月27日（金）、5月28日（土）、5月30日（月）、5月31日（火））の受付時間については、午前8時30分から午後10時30分と通常期よりも1時間30分受付時間を拡大することとしています。

結びに当たり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたします。



研究  
論文

## 大震災と税務処理

小畑 孝雄



## (はじめに)

このたびの東日本大震災で被災された関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。本稿では、震災に関連する税務処理を取り上げました。

震災被害に係る税務上の取扱いに関しては、本稿整理中の現在（平成23年4月12日）、政府において復興特例法案が準備され4月中には法案成立が見込まれています。今回の震災と同様の大規模被害が生じた阪神・淡路大震災の際には、震災特例法の成立と同時に、国税庁から通達が発遣され被災企業や被災企業を支援する企業の支出する諸費用に対する法人税等の取扱いが示された経緯があります。

したがって、今後における具体的処理に際しては、成立が予定される復興特例法等や国税庁から発遣される通達、質疑応答集などを併せ確認のうえ、対応頂く必要があることを予めお断り申し上げます。

## 1 災害損失に係る法人税法及び関係通達等の規定振り

法人税法及び関係通達の規定等で、災害に伴う税務処理に直接関連する主な項目は次のとおり。

## (1) 災害により滅失・損壊した資産等に関する損失

法人税法第22条第3項2号では「…当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額については、当該事業年度の損金の額に算入する」旨を規定している。従って、法人が有する資産についての①災害により滅失・損壊した場合の当該損失の額、②災害により損壊した資産の取壊し又は除去に要する費用の額及び③災害により損壊した資産に係る修繕費等の額については、上記22条3項に規定する「その他の費用」に該当し、当該事業年度の損金の額に算入されることになる。

## (2) 第二次被害を回避するための支出

被災資産について二次被害を回避するなどの目的で行う補強工事、土砂崩れの防止等のために支出する費用は、二次災害の防止のためにやむを得ず支出するものなど、被災資産の被災前の効用を維持するためのものであり、必ずしも使用可能期間の延長やその資産の価値を増加させるものと言えないものが多い。

このため、法人税基本通達7-8-6(2)では、法人が被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用については、修繕費とする経理をしているときは、これを認める旨を明らかにしている。

## (3) 被災資産に係る評価損の計上

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産につき、災害による著しい損傷により資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった場合において、法人がその資産の評価替えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、評価替えの直前の帳簿価額と評価替えをした日の属する事業年度終了の時との時価との差額に達するまでの金額は、その評価替えをした日の属する事業年度の損金の額に算入されることとされている（法人税法第33条第2項、法人税法施行令第68条第1項）。この場合、評価損を計上できる資産の範囲には、棚卸資産、固定資産は当然のこと、アーケード等の共同的施設の負担金など、固定資産を利用するために支出した分担金等に係る繰延資産も含まれるものと解される。

## (4) 被災取引先に対する災害見舞金

法人が、災害により被害を受けた取引先に対して、従前の取引関係の維持、回復を目的として、その取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内において支出する災

害見舞金等は、供給、贈答のための費用というよりは、むしろ取引先の救済を通じて自らが蒙る損失を回避するための費用であるとみることができる。

このため、措置法関係通達61の4(1)－10の3では、このような災害見舞金等は、交際費等以外の費用（雑費等）として損金の額に算入することが出来る旨を明らかにしている。

上記通達中の「取引先」の範囲には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても、価格交渉等を直接行っているなど、実質的な取引関係にあるものが含まれるものと思われる。また、何らかの取引関係があれば当然、親会社から見た子会社、共通の親会社を持つ子会社同士も「取引先」に含まれることになるとと思われる。

#### (5) 被災取引先に対する売掛金の免除

法人が、災害により被害を受けた取引先に対して、その取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内において、復旧支援を目的として売掛金等の債権の全部又は一部の免除をすることがあるが、これは実質的には取引条件の修正等であると考えられることから、法人税基本通達9-4-6の2、租税特別措置法関係通達61の4(1)－10の2では、その売掛金の免除による損失の額は、寄附金及び交際費等以外の費用として取扱われる旨を明らかにしている。

なお、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われる。

#### (6) 被災取引先への無利息・低利融資

災害により被害を受けた取引先に対する無利息又は低利融資については、復旧支援を目的として行われるものであり、取引先の支援を通じて自らが蒙る損失を回避するために実行されるという実質を有している。

このため、法人税基本通達9-4-6の3では「法人が、災害により被害を受けた取引先に対して無利息又は低利による融資をした場合において、その融資が、その取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内において、その復旧支援を目的として行われたもの

であるときは、通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額については、寄附金として扱わない」旨を明らかにしている。

なお、この場合の具体的な融資期間や融資額については、その融資が被災者の救援を図るものであり、かつ、その取引先の被災の程度、取引の状況等を勘案したものである限りは、融資期間の長短や融資額の多寡は問われないものと思われる。

## 2 事例検討

### (1) 避難指示区域内にある工場建物及び製造設備に係る損失処理

#### [事例]

食品加工甲社。原発事故による避難指示区域内に食品加工用の工場建物と製造設備を所有。建物及び製造設備の地震被害は軽微であったが、立入禁止区域であり操業不能。将来において操業可能な状態となったとしても、業務が食品加工で、残留放射線の懸念も考えると当該工場及び製造設備は事実上放棄せざるを得ないと考えている。

建物、製造設備とも物理的には損壊・滅失していないので滅失損の計上は出来ないと思われるが、実質的な損金処理の方法はないか。

#### [検討]

#### その1 評価損計上の可否

##### イ 法令等の規定振り

法人税法第33条2項では、「その有する資産につき災害による著しい損傷等の事実が生じたことによりその資産の時価が帳簿価額を下回ることになった場合等において、法人がその資産について損金経理によりその帳簿価額を減額した（評価損を計上した）ときは、その減額した部分の金額のうちその評価換えの直前の帳簿価額とその評価換えをした事業年度終了の時ににおけるその資産の時価との差額に達するまでの金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される」旨を規定している。

この規定を受けて、同施行令68条では、建物や機械装置などの固定資産については、次の事実が生じた場合に評価損の計上出来る旨を規定している。

① 当該資産が災害により著しく損傷したこと。

- ② 当該資産が1年以上にわたり遊休状態にあること。
- ③ 当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。
- ④ 当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。
- ⑤ ①から④までに準ずる特別の事実。

#### ロ 考え方

本件工場建物と製造設備については地震による物理的被害は軽微であるということであり、一義的には、上記施行令の①の「災害により著しく損傷したこと」という要件には当てはまらなると考えられる。しかしながら、放射線汚染自体を損傷と見ることも出来、そうだとすれば、物理的損傷は軽微で目には見えないとしても当該固定資産に著しい損傷が生じているともいえる。

また建物や設備の所在地の周辺地域が放射線で汚染される事態に立ち至った場合には、上記施行令の④の「当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと」という要件に該当することになる。さらに、立入禁止期間が1年を超える様な事態になったとすると②の「1年以上の遊休状態」にも該当することになると考えられる。

以上の点を考慮すると、本件建物及び製造設備については汚染度合や立入禁止期間の状況等からみて災害による著しい損傷が発生した事実が確認できた場合には、評価損の損金算入が可能と解される。

#### その2 有姿除却による除却損失の計上

法人がその有する建物・設備等でまだ使用に耐え得るものについては、現実に取り壊し等が行わなければ、除却損失等の計上はできない。

しかし、事例のように客観的にみて、当該資産が今後従前と同じように使用される見込みが全くないか、又は一般的にほとんど再使用の機会が考えられないとすれば、たまたま現状有姿のまま保有されているからといって、損失処理を認めないというのは実情に即さないことになる。

このため、法人税基本通達7-7-2では、法人の所有する固定資産のうち、①その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する

可能性がないと認められる固定資産、②特定の製品のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性がほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなものについては、解撤・廃棄等による物理的な除却が行われていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処理見込価額を控除した金額を除却損として損金計上出来る旨を明らかにしている。

事例のケースについては、建物及び製造設備についてそのまま放棄されるという前提に立てば、上記通達中の①の「…今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産」に該当するものとして、有姿除却が認められるものと思われる。

## (2) 海水や放射線により汚染された土地に係る損失処理

### [事例]

建材販売業を営む乙社。資材置き場として使用していた土地について、次の被害が発生。

A土地…津波被害で海水に浸り、再び使用するためには塩分除去もしくは土壌の入れ替えが必要。

B土地…原発事故による退避指示区域内にあり、放射線汚染が心配される。

また、A土地及びB土地とも今回の被災で土地そのものの価額は著しく下落しており、実質的価値も著しく低下していると見込まれる。これらの土地について生じている損失処理は可能か。

### [検討]

#### その1 汚染除去等のために要する費用

海水又は放射線で汚染された土地に係る汚染の除去費用や土壌の入れ替え費用は、当該土地の価値の増加をもたらすものではなく、原状回復のための費用に他ならないことから一時の損金に算入される。

#### その2 評価損の計上

法人税法上、土地は固定資産に属する。固定資産につき一定の事実が生じた場合には、評価損の計上が出来ることとされている。評価損が計上出来る要件は以下のとおり。

- ① 当該資産が災害により著しく損傷したこ

と。

- ② 当該資産が1年以上にわたり遊休状態にあること。
- ③ 当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。
- ④ 当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。
- ⑤ ①から④までに準ずる特別の事実。

A土地…A土地については、津波被害を直接受けているということであり、評価損が計上出来る場合の①の「当該資産が災害により著しく損傷した」という要件を満たすとも解される。しかしながら、土地についていけば建物や機械装置などの様に損壊等の状況が明らかでない場合も多い。したがって、実務的には、被災土地ごとに地盤沈下や隆起があるかどうかや形状の変化度合などから法令に規定するところの「著しい損傷」に当たるかどうかを個別に判断する必要がある。

B土地…B土地については、立入禁止区域内にあるというだけで、放射線汚染を受けているかどうか又受けていたとしてもその程度がどの程度か不明ということで、評価損計上事由の「当該資産が災害により著しく損傷したこと」という事実が確認出来ないが、その事実が確認出来れば、上記A土地同様に評価損の計上は可能と解される。

A土地B土地共通…被災地については、復興までに長時間かかると見込まれることなどから一帯の地価が下落することが考えられる。また、放射線汚染地区や近隣地区については汚染が発生していなかったとしても、いわゆる風評被害に類する理由で地価が他の被災地に比べても著しく低下する可能性もある。このような場合には、評価損計上事由の一つである「当該資産の有する場所の状況が著しく変化したこと」に該当し、評価損の計上は可能と解される。

なお、土地の評価損の計上については、災害等による資産損失を前提とした規定となっており、いわゆるバブルの崩壊などの経済的要因による一

般的地価の下落は評価損計上の要件には該当しない。このため、評価損の計上の可否については個別の土地ごとに判断する必要がある。したがって、震災に伴い東日本地区全体の地価が下落傾向にあることなどを理由とする評価減は認められないことに留意する必要がある。

### (3) 被災地向け棚卸商品の評価損

[事例]

雑貨製造業の丙社。全国の観光地向けの土産品の製造を行っている。この度の震災で被災地エリア向けの商品については販売の見込みが殆どない状態。また、その他の観光地向けの商品も自粛ムードから販売状態が悪化している。

これらの在庫品について評価損は可能か。

[検討]

法人税法第33条第1項では、資産の評価損については原則として損金の額に算入しないとしつつ、その例外として、第2項において「棚卸資産が災害により著しく損傷したこと、著しく陳腐化したこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続きの特例に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことにより、これらの法律に規定に従って評価換えをする必要が生じたこと及びこれらに準ずる事実がある場合には、その棚卸資産の帳簿価額を損金経理により時価まで評価減をすることができる」旨を定めている。

事例の「被災地エリア向けの商品」の評価損計上の可否は、上記の評価損の損金算入が認められる類型のうちの「著しい陳腐化」にあたるかどうかの問題。

法人税基本通達9-1-4では、棚卸資産の著しい陳腐化の例示として次の要件を掲げている。

…「当該資産が著しく陳腐化したこととは、棚卸資産そのものには物質的な欠陥がないにもかかわらず経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態にあることをいうのであるから、例えば、商品について次のような事実が生じた場合がこれに該当する。

- ① いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の方法では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らし

て明らかであること。

- ② 当該商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、形式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、当該商品につき今後通常の方法により販売することができないようになったこと。」とし、この場合、「棚卸資産の時価が単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、陳腐化したとは言えない」旨を規定している。

事例の場合、被災地エリア向け商品は、販売の見込みがないということであれば、震災の発生に伴い通達というところの「経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態にある」ものとして評価減の計上は可能と思われる。

一方、被災地以外の観光地向けの商品については、現在の販売状況や今後の販売見込み等を見極めながら個別の商品ごとに判断する必要があるものと思われる。

#### (4) 修繕費と評価損の関係

[事例]

法人税法33条2項の規定により、災害により著しい被害を受けたとして「評価損」を計上した資産について行った修繕のための費用や復旧のための支出は「修繕費」として損金処理出来るか。

[検討]

災害により著しい損害を受けたとして評価損を計上した資産については、評価損の計上により被災後の時価までその簿価が下げられることになる。従って、その資産についてその後に修繕を行えば、その支出に見合うだけ、その資産の使用可能期間又は価値の増加をもたらすこととなる。従ってそれらの支出は資本的支出に該当し支出時の損金とならない。

ただし、評価損を計上した資産であっても、その評価損計上後の資産に係る使用期間の維持、価値の減少の防止等をするための修繕費がまったくないというわけでもないことから、次に掲げる費用については、修繕費として一時の損金算入が可能と思われる。

- ① 土砂その他の障害物の除去に要する費用そ

の他これらに類する費用

- ② 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用
- (5) グループ法人税制と子会社に対する売掛金の免除

[事例]

グループ法人税制によれば、法人による完全支配関係が成立しているグループ内法人間の寄附金については、「寄付をした側では全額損金不算入」、「受贈側では全額益金不算入」とされるが、例えば、被災企業である完全子会社に対して親会社が売掛金の債務免除を行った場合には、このグループ税制が適用されることになるか。

[検討]

グループ税制の適用を受ける寄附金とは、支出する側において寄附金となり、寄附を受ける側において受贈益に該当するものと規定されている。この場合の「寄附金」については法人税法37条7項において「寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的利益のその供与の時における価額によるもの」とされている。売掛金の債務免除も広い意味でこの条文にいう「寄付又は贈与」に当たるとも思われるが、復興支援を目的とした債務免除については、法基通9-4-6の2において「寄附金以外の費用として取扱う」旨が明らかにされているので、寄附金に関するグループ税制の適用はなく、寄附金以外の費用の支出があったものとして、支出側（親会社）損金算入、受贈側（子会社）益金算入とされる。

- (6) グループ法人税制により課税繰延べを受けていた譲渡損益調整資産の災害による滅失損又は評価損の計上

[事例]

親会社Aでは子会社B（100%子会社）に対し、工場建物を譲渡したが、その際に発生した譲渡益について、グループ法人税制により課税繰延べを受けていた。この建物が震災被害にあっ

たことから子会社Bでは、滅失損の計上又は評価損の計上を検討しているが、その場合の税務処理はどうなるか。

[検討]

譲渡損益の課税繰延が行われている「譲渡損益調整資産」について譲受法人（子会社）側において当該資産の①再譲渡、②減価償却、③評価替え、④貸倒れ、⑤除却などの事由が生じた場合には、譲渡法人（親会社）において課税繰延べが行われていた当該「譲渡損益調整資産」に係る譲渡損益の実現処理（損益の計上）を行う必要がある。

従って、当該建物について子会社Bにおいて「評価替え」や「除却」処理を行った場合においては、親会社であるA社において繰り延べられていた損益の全額について実現処理を行う必要がある。

(7) 復旧のために発生する費用

[事例]

被災企業においては、被災資産について、①原状回復のための費用、②補修や二次災害防止のための支出など様々な支出が行われるが、これらの支出に係る資本的支出と修繕費の区分基準はどう考えることになるか。

[検討]

国税庁ホームページ「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ（frequently asked questions…よく出る質問とその回答集？）平成23年4月」では、次のような取扱いが明らかにされているので主なものを参考に掲げる。

① 被災資産の耐震性を高めるための補強工事費用

二次災害を回避する目的で、被災した資産について耐震性を高める補強工事をした費用は、修繕費として認められるか。…二次災害を回避する目的で被災資産について支出する補強工事のための費用は、被災建物の崩壊等の被害を防止するための支出であり、「被災前の効用を維持するためのもの」で修繕費に該当する。

② 液状化した工場敷地へのクイ打ち費用

液状化現象により被災した工場を取り壊してその敷地にクイ打ち込みをし、補強した場合の費用は修繕費となるか。…地震による液状化現

象等により地盤の強化が必要となったため、被災した工場を取り壊してその敷地にクイを打ち込んだ場合の費用は、その土地の被災前の効用を維持するために行う工事であり修繕費に該当する。

③ 護岸のカサ上げや拡張工事の費用

被災した護岸の復旧をする場合、原状回復では防災機能が不十分のため、一部カサあげや拡張工事が必要と考えるが、これらの費用の取扱いはどうなるか。…護岸の復旧のために要する費用のうち被災前の効用を維持するための原状回復費用は修繕費に該当することになるが、その護岸のカサ上げ工事や拡張工事を併せて行った場合には、その工事部分は、原則として資本的支出として取得価額に加算される。

なお、この場合の資本的支出と修繕費の区分について、新たに拡張した部分のみを資本的支出として差し支えないが、その区分を合理的に行うことが困難なときは、従来どおり、その支出額の30%を修繕費として残額を資本的支出として処理することも認められる。

④ 地盤沈下・地割れと盛土工事

保有する土地について地震による地盤沈下又は地割れが生じたため、復旧のための盛土工事を行った場合、その工事に係る費用は損金の額に算入できるか。…地盤沈下及び地割れ被害の復旧のために行う盛土工事の費用は、被災した資産につき原状を回復するために要した復旧費用として、支出した日を含む事業年度の損金の額に算入することができる。

⑤ 被災資産以外の資産の耐震性を高めるための工事費用

被災地域外にある建物についても今回の震災の教訓を生かして耐震補強工事をした場合、基本通達7-8-6により修繕費とすることができるか。…法人が有する資産の修繕、改良等のための費用のうち、当該資産の使用可能期間の延長や価値の増加をもたらすものは資本的支出として資産計上する必要がある。

《参考文献》国税庁HP、法人税基本通達逐条解説（税務研究会出版局）、大震災をめぐる法人税務（大蔵財務協会）



## 何となく税理士

櫻井千英子

小さな新聞広告が税理士になったきっかけでした。

ごく普通に一般企業でOLをしていて、とくに将来の展望もなしに何となく退職、求人情報誌をめくるうちに「簿記2級」という文字が目につくようになりました。

簿記の資格があると再就職に有利かしら、と思い始めた時、新聞に小さく載っていた簿記学校の広告を見つけました—『日商簿記2級講座、まもなく開講』。

経理事務の経験もなく、借方・貸方もわからない状態でしたが、とりあえず、その日商簿記2級なるものを目標にしました。

2級に無事に合格した時に、誘ってくれる受験仲間があり、続けて1級に挑戦。

再び無事合格した時にも、税理士試験の簿記・財表だけでも、と誘ってくれる新たな仲間が現れ、税理士になろうという明確な意思も持たぬまま、何となく受験。発表待ちの間に聴いていた法人税の講義を面白いと感じ、そのまま税理士試験の世界へ突入です。

中学からのエスカレーター式女子校育ちでしたから、初めて受験勉強をするようなもの。若いうちに頭を鍛えておけばよかったと、反省と後悔の毎日です。が、派遣社員として短時間の仕事をしながらの簿記学校通いは、もう一度学生に戻れた気分で、けっこう楽しんでいました。

しかし実務経験が皆無の上、卒業から10年以上を経っていましたので、仕事探しは難航します。3科目合格したころに会計事務所への就職を紹介してくれたのも、簿記学校のクラスメイトでした。

基礎から仕事を教わりながら5科目合格して、これで本格的に仕事に専念してお世話になった事

務所のお役に立てると頑張っていたのですが、1年ほどで実家の都合でやむを得ず独立、生まれ育った日本橋で開業することになりました。実家の会社1社のみを顧問先としてのスタートです。

幸いにも間もなく、OL時代の上司や同僚から仕事の依頼をいただくようになりました。さらにその方々が知り合いを紹介して下さり、少しずつ顧問先も増え、多少は形になってきたかな、といったところでした。

誘われるままに、何となく税理士への道を歩き始めましたが、こうして振り返ってみて、本当にいろいろな方々に「税理士にさせていただいた」のだと、あらためて感謝の気持ちでいっぱいになります。そして、税理士の仕事を続けていられることに喜びを感じています。

今、母校の小学校のチャイムが聞こえる事務所でこれを書いています。この原稿のご依頼をいただいた時には想像だにできなかった大震災、ふるさとの姿が一変してしまった方々が、なんと大勢いらっしゃることか。いつもと変わらずに過ごせることのありがたさを、再認識させられました。

この拙文を会報に載せていただく頃には、すべての人のくらしが落ち着いた前向きなものになっていることをお祈りしつつ、筆をおかせていただきます。

お読みいただき、ありがとうございました。



# 随 筆



## 政治資金監査人 に就任して

天 野 肇

平成20年10月に政治資金監査人の登録申請をした。この制度は、政治資金規正法により、総務省の研修を受けた弁護士、公認会計士又は税理士が登録を受けてなることが出来る。現在の登録者は約4,000人で、このうち税理士が7割強にもなり関心と呼んでいる。登録者が監査対象となる政治団体数（08年末時点で3201団体）を上回っていると言われている。

新聞報道によれば、その背景には、不況で企業相手の仕事が減っていることに加え、負担がそれほど重くないことも人気のせいかと。縁あって昨年3月に政治資金監査報告書に署名をした。

監査人の仕事の内容と言えば、収支報告書と領収書を突き合わせ、その後政治資金監査報告書を作成するのが主な仕事で、仕事の負担はそれほど重くない。事務所の使用人などが領収書の突合作業を行っても良いとされている。実際突合作業に入ると、領収書の不備を指摘するが、規正法上は領収書とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、これらの事項が記載されていれば、規正法上の領収書などに該当するとしている。会計責任者の会計に関する実務経験によってスムーズに行きます。

監査対象は支出だけで、献金やパーティ券などの収入は監査対象外になっている。また企業の監査と違い不正を見過ごしたとしても法的責任は求められていないのです。

監査報酬は、突合にかかった日数と政治資金団体との交渉で決まるが、10万から20万円が相場か。5万以下とか30万円超もあるとかで、規模や事務量により決めました。報酬の指針や基準等は政治資金適正化委員会からも示されていません。

私がこの監査人になった経緯は、登録した後、

知人の代議士や弁護士、国会議員秘書、地方議員に、政治資金監査人の登録をしたのでご紹介をお願いしたいとのPRをしていたことです。古くから政界に知人、友人を持ち、政治は特に関心を持っていましたが、これがきっかけでさらに身近に政治の社会を知ることになりました。

私は、税務会計以外に公益分野にも仕事を広めています。今一番の仕事は現特例民法法人の移行申請です。特例民法法人は平成25年11月30日まで認定申請か許可申請を行い、期間が過ぎると解散したものとみなされます。行政庁から公益認定がされないと大きなダメージになります。公益社団・財団法人になるのと一般社団法人・財団法人になるのと大きな違いがあります。その違いはというと。

- ① みなし寄附金が公益法人だと、今までと同じ収益事業に属する資産のうちから公益目的事業の為に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなしていたものが適用出来なくなります。この制度は一般法人に適用がありません。
- ② 寄附金の損金算入限度額が、前者は所得金額の50%ですが、後者は普通法人と同じ所得金額の2.5%です。
- ③ 一番の影響は利子等に係る源泉所得税だと思います。今までの公益法人は非課税でしたが、一般法人だと課税になります。

この他、地方公共団体の外部監査や成年後見業務も公益活動の新しい仕事です。後見人の勉強は昨年5月まで1年間、東京大学大学院医学系研究科が主催する「市民後見人講座」を受講し成年後見制度について学びました。しかし良く考えてみれば、自分は若くないし、将来、自分の方が被後見人になってしまい、任意後見人か法定後見人に学んだ知識を教えるようになるのかな?!と。

「うるせい爺だ」の声が聞こえます。

振り返れば、30代から50代はがむしゃらに働きまた良く遊びました。開業からしばらくは記帳代行もしましたが、これからは新しい仕事にチャレンジし、日夜勉強に励んで、努力して時代に乗遅れぬ税理士になるよう、精進したいと考えてい

ます。酒はたしなむ程度に。

孔子のことばに「学べば即ち固ならず」好きな言葉です。

## 大 震 災

市 塚 秀 一

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに犠牲になられました方々にご遺族の皆さまに深くお悔やみ申し上げます。

当日の状況をご報告させていただきます。

私の事務所は日本橋浜町のビルの八階にあります。

3月11日14時46分頃、強い揺れを感じました。

事務所が揺れ始めその揺れが次第に大きくなっていきます。とりあえず天井から落ちてくるものはないので机にしがみついていた。

二つある本棚が揺れ、三つあるスチール製の書庫のうち一つが大きく揺れて壁から3センチぐらい前にでてきました。

来客後だったのでお盆に湯飲み茶碗と急須がのったままになっていました。それがお盆ごと床に落ち茶碗が割れ、冷蔵庫の上の電気ポットが落ちて中のお湯がジュータンに広がります、開業の御祝いに頂いた写真立てが本棚からなお落ちて砕け散りました。なおも揺れは続きます、本当に生きた心地がしませんでした。揺れが収まり、気づくと事務所の中の自転車も倒れていました。

割れた湯飲み茶碗や砕けた写真立ての後片付けをしましたが、余震のたびにドキッとさせられました。

テレビやラジオ、インターネットから次々に情報が入ってきます。太平洋三陸沖を震源とする強い地震があったことを伝えています。

すぐに家内の携帯電話に電話しましたが既にながりません。今度は自宅へ電話をしましたが留守番電話のままです。

1時間位経ったでしょうかやっと家内の携帯電話から連絡が入りました。

家族は全員無事、家内は下の子を迎えに行き幼稚園から出たところで地震に遭遇しそのまま幼稚

園の園庭に避難したそうです。

上の子は、小学校の下校前だったので先生方の指示のもと学校に待機していたところを家内が迎えに行ったそうです。

自宅と幼稚園、小学校は徒歩圏内なので揃って帰宅する途中に近くのスーパーにより非常用に、おにぎりや飲料水などを購入してもできたのですがやはりエレベーターが止まっていたので18階まで子供達と階段で上がったそうです。

自宅は、壁に掛けてあった時計が落ちていた程度であの大きな揺れの割には被害はありませんでした。しかし50階や40階に住んでいる方は大変大きな揺れで怖かったとおっしゃっていました。

JRをはじめ全ての鉄道が止まり、高速道路も通行止め。事務所の裏を首都高速道路が通っていますが車は全く走っていません。

その後も、東京ではテレコムセンター付近の火災や市原のコンビナート火災の情報が入ってきます。

JRは終日運行を中止とのこと、職員も今日は事務所に泊まることを決め18時頃夕食を買いに、近くのコンビニに行くため外に出ると今まで見たこともないほどの人が新大橋通りを江東区方面に歩いていきます。

コンビニには食べるものが全くありませんでした。次に近くのスーパーに急ぎましたがレジは食品を購入しようとする人で長蛇の列、やはり弁当やパンありませんでしたがカップラーメンとお惣菜を手にすることができました。

飲み物は事務所にストックがありますし、ユニットバスが付いていますのでお風呂に入ることができます。

私は自転車で通勤していますので21時頃いつものように帰路についたのですが永代通りは、途切れることのない人の流れと止まったままで動かない車で大渋滞していました。

自宅に戻り家族の顔を見てホッと一安心しましたが、テレビの映像をみてその被害の大きさ凄まじさに言葉を失いました。

万一に備えて非常用品の点検をしましたが飲料水や簡単に食べられる物の買い置きはほとんどありませんでした。

みなさんご存じのように翌朝からスーパーには多くの人が並び食料品、飲料水、トイレトペー

パー、乾電池、いろいろなものが棚から消えていました。こんな光景はいままで見たことがありません。

ガソリンスタンドには車の長い列、もし本当に大きい地震が来たらどうなるのか恐ろしくなりました。

今回の地震は忘れかけていた防災について今一度家族で確認する機会になりました。

また、私達がいつ被災者になるかもしれません。これから何が出来るかを改めて考えたいと思います。

最後になりましたが、被災されました皆さまには1日も早い復旧、復興と普通の生活に戻り明るい毎日を過ごすことができますように心よりお祈り申し上げます。



## テレビ

今野 友樹

今とても迷っていることがある。

こんなに迷っているのは、税理士受験に専念している時に、法人税法、消費税法の2科目を受験するのか、それとも法人税法、消費税法、相続税法の3科目を受験するのか、迷った時以来だ。

あの時も相当迷った。迷いに迷った挙句3科目受験を選んで、結局失敗し、後悔したという苦い思い出がある。今度こそは後悔したくない。

周知のとおり、平成23年7月にはアナログテレビは視聴できなくなり、全てのテレビ放送がデジタル放送へと移行する。加えてこの3月末には、実質的な値引きとなっていたエコポイント制度が終了してしまう。これは一大事である。

そう、私が何をそんなに迷っているのかというと、大画面地デジテレビを買うかどうかで迷っているのだ。

自室では今、アナログ放送対応のテレビパソコンを使っているのだが、地デジ化の影響で、1ヶ月ぐらい前から録画ができなくなってしまった。そのせいで、仕事の忙しい個人の確定申告時期に、見たいテレビを録画できないという非常事態に陥ってしまったのである。このまま録画無しの

生活を続けるなんて、なんとも不便だ。

そんな個人的な事情から考えても、世間の状況から考えても、今が私にとって最もテレビの買い時なのだ。

じゃあ、ごちゃごちゃ言わずにさっさと買えばいいじゃないかと思われることだろう。

実はこの1年で何度か購入寸前のところまでいったのだが、いざ買おうとすると、「いくら安くなったとはいえ、それなりの金額が必要だし、そもそもそんなにテレビが必要なのか」という考えが頭をもたげてくる。

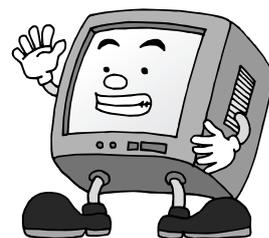
今やブログ、ツイッター、フェイスブック等、インターネット上のツールが情報のやりとりに大きな役割を果たしている。テレビが発信するコンテンツもインターネット上で手に入らないものはないといっていいぐらいだ。また、マスメディアで報じられない情報が、インターネットによって世間に知られるということも少なくないだろう。そう考えれば、テレビなんか無くたって、インターネットだけで十分事足りる。

そして何より、テレビは受け身の道具であるのに対し、ツイッター等のインターネットメディアは情報を発信する道具にもなるという違いがある。

思えば、今まで随分とテレビで時間を浪費してきた。そうだ。テレビを買うのはやめた。これを機会にテレビを見続ける受け身な自分は卒業し、情報を発信する積極的な自分になっていこう。これは、40歳を過ぎて、自分を変える大きなチャンスかもしれない。

と確かにそう思っていたのだが、ふと気付くと、インターネットのショッピングサイトの購入ボタンをポチッとクリックしていた。

変わらなくてもいいや。私はやっぱりテレビが大好きだ。





### 三途の川の5日間 (奇跡の生還)

谷本 宏 朗

たしか5月末だったと思う。新聞でJRの広告を見た。鉄道で日本の主要都市をめぐるツアーの募集だった。ただし条件があった。参加者は二人でその年齢は二人で120歳を越えてなければならない。価格はリーズナブルで早速申し込んだ。

8月のはじめに振込みをした。座席は1号車の一番前で列車の前が見えて申しぶんなかった。申し込みが早かったからか、いつもJRに文句を言っているためか分からないが今度ばかりは文句の言いようがなかった。

8月末にその列車は東京駅を出発した。勿論満席で皆がわれわれの席をうらやんだ。

名古屋駅に着いた。駅長の希望があつてわたしはホームでマイクを使って話をした。「高齢者と旅行」の話だったと思うがホームいっぱい集まった人は熱心に聴いてくれた。

私の講演の後、駅長は私にカラオケを歌ってくださいと所望した。私は少し遠慮した後快諾して歌いだした。僕の十八番「北島三郎のなみだ舟」だ。

最初の出だしはよかったが途中で歌詞が出てこない。二、三回最初から歌いなおしたが同じところで詰まってしまった。駅長が「今日はちょっと調子が悪いようですね。またこの次の機会にお願いします」と言う言葉でほっとしてやめた。

その晩は名古屋で一、二といわれる大資産家のS家のお宅に招待された。家族全員で歓迎してくれた。奥様の手料理は特に手の込んだものだった。S家の家族は子供7人いたが皆男の子だ。夕食が終わって皆で囲碁を楽しんだ。7人の男の子が皆強い。わたしは私より数段強い日本棋院のSとかY氏を連れて行った。ところがかれらが小学生の一番小さい二人にあっさり負けてしまった。私は誘われたがとてもかなわないので見物だけだった。七人の男の子供がみんな礼儀正しい上に頭がよさそうなのが羨ましかった。

翌朝庭を見てびっくりした。立派な家だとひと

からきいてはいたけど本当にびっくりした。庭の広さは新宿御苑のような庭だった。長さは僕のドライバーではとてもとどかないし、横幅も僕のドライバーでやっと届くぐらいだ。そこで朝早くからご子息達がゴルフやテニスの練習をしていた。

昼近くなったら多くの人が車で来た。皆高級車だ。愛知県以外の人もいた。300人を越える人が静かに傾聴してくれた。テーマは“人間いかに生きるべきか”だった。話の後質問も続いた。

急に回りに知っている人が誰もいなくなった。人が何人もいるようだが音がない。声がない。家らしい建物もない。皆静かにゆっくりと動いている。知っている人が全くいない。私を見てかすかに挨拶をする人がいる。たまに確か以前に会った人に会うが名前が思い出せない。声をかけようとしても声が出ない。

悲しくもなければ淋しさもない。怒りもなければ笑いもない。気がつけば色もないし音もない。静かな静寂はある。声は出ないが痛みも苦しみもない悲しみもない。以前私の油絵の先生だったS先生にそっくりな人を見かけて声をかけようとしたが声が出ない。先生は気がついたのか優しい顔をしてすぐにいなくなった。こんな状況なのに寂しさが全くない。

気がついたらどうも病院のベッドにいるらしい。手も足も全く動かない。口にも腕にも小便を出すところにも管がたくさん入っているようだ。目は全く見えない。何も聞こえない。勿論しゃべれない。しかし人の気配は少し分かる。しばらくたってことの重大性が分かってきた。病気になって入院している。それも命が危ない大病に違いない。

目は見えない。耳が全く聞こえない。しゃべれないから勿論話は出来ない。このまま直らないのではないか。それなら死んだ方がいいや。とても不安になってきた。いやいや友人で喉の癌の手術で話は出来ないけれどとても明るい人がいるのではないか。そういえば生まれつき全盲の有名なピアニストも二人知っていてその演奏会を何度も聴きに行つてそのつど感動しているのではないか。

二人の先生らしい人が両側に立っている。S家の7人の男の子の中の上の二人のようだ。あの聡明そうな二人はお医者さんだったのか。全く何も聞こえないが何か僕に話しかけているようだ。「頑張るのだよ」とか「もうすぐ終わるからね」

とか言っているようだが何も聞こえないし、しゃべれない。あきらめて眠りに入った。

(後記)

昨年2月から10月まで殆ど入院ですごした。その間2度退院したが、その都度2週間程で再入院をした。救急車で入院したり、ICUの部屋で5日間全く意識なく過ごした。

そこで死ぬ時は何の苦痛もないということ、又自分が人の前で講演するのが如何に好きかということが分かった。

お蔭様で現在は日々すこしづつ良くなっている。この調子ならカラオケや囲碁同好会に又参加出来るようになるのではないかと思っている。

それにしても万年青年中島大先輩を失ったことは本当に残念。



## この娘は

土田 一夫

昨年9月、縁がありまして日本橋の地に事務所を開設させて頂きました。日本橋という橋の真ん中に日本国道路元標があることに感嘆している新参者です。お導きの程お願い申し上げます。また、この度の大震災の有り様は息を飲むばかりで、被災された皆様には心からお見舞申し上げます。

さて私、公務員を退職しまして将に「アラ還」世代であります。職場・他人・時間的拘束から解放され朝など多少ゆっくりしていると、誰の差し金か可愛い娘が起こしに來ます。(いつまでも寝てないで!) 散歩に行こうというのです。

近くの多摩川土手が散歩コース。爽やかな空気



が頭を覚ましてくれ、いま時分は天気が良いと真っ白く雪化粧した富士山が望めます。この土手通りは色々な人が行き来して色んな事があります。

オッと赤ちゃんを抱えたサラリーマン風の青年、託児所へ向かうのか小荷物を下げてやって来る。『イクメン』かな。夫婦共働き時代、まだまだ男性の育児休暇は取り難いようですが「妻のキャリアだけ切るわけには」と、育児に積極的なパパ達を効率の良い働き方ができるよう応援したいもの。(早く行くよ、イクジイ)と同伴娘は見上げてます。

陽が少し高くなると、土や草の匂いがしてきて、土手沿いの家々には一斉に布団が干し出されます。日干された布団やタオルのニオイ、『お日様のニオイ』に何か懐かしさを感じるのは私だけだろうか。

こんな会話が。『彼し〜、雑食系だけどATMで、しまラーがね〜』って何語だい? 詳しい者によると「彼は肉食系(恋愛に積極的なタイプ)でも草食系(協調性が強く家庭的だが、恋愛に不向きなタイプ)でもなく、アイツたまにムカツクし、洋服が“しまむら”で統一が今一」となるそう。昨今は「モリオウ貝ってどんな貝?」と聞く女子高生がいるそうだから、驚いてばかりも居られないのです。(何とかしなければ)と同伴娘。

夏場の土手は、短パン姿のランナーが増えて賑やかになる。同伴に加わった家内は、どういう訳か蚊に刺されるのです。私と同伴娘は全然ないのである。原因は体質だの遺伝だのと話が大笑になるのでありますが、野菜や海藻、ニンニクなどを食すると刺されにくくなるらしい。「蓼食う虫も何とやら」などと余計なことは言わないでいる。因みに家内の血液型はBである。

危ない! けっこうスピードを出して自転車も通ります。人呼んで『チャリリーマン』、健康と集中力アップに効果があると自転車通勤が見直されているそう。

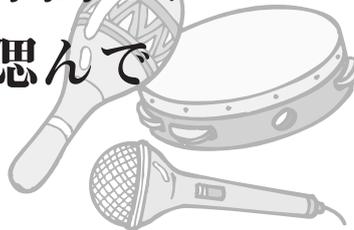
そろそろ帰って「ご飯」にしようかと声を掛けると、嬉しそうにクルクル回って「ワン」と「ご飯」という単語に反応が良い。

そう、この娘はパピヨン、体重3.8キロ、5歳、宅急便の台車の音が嫌い人と話そうとする我が家の番犬である。どちらかと問われると、家内の方に良く懐いているのであります。

恐るべし、野性の観察眼! ですね。

# 追悼

## 歌舞音曲部長を25年間された 故中島重敏先生を偲んで



### カラオケ部長 中島重敏先生の逝去を悼んで

板橋 則雄

去る2月6日、中島重敏先生が90歳の誕生日の日に奇しくも逝去されました。悲しいことではありますが、大往生といえるのではないかと思います。中島先生との思い出はと言えば、何といても昭和52年7月下旬に、うるわしの島台湾に行ったことです。

中島先生は、当時日本の最南端、台湾の高雄州で生を受け現地の小学校、高雄中学、高商を卒業された。台湾育ちの人なのです。大東亜戦争でも日本軍が進駐したところでは最南端のソロモン群島に行き、ブーゲンビル島で豪州軍の捕虜となり、九死に一生を得て日本へ帰還し、様々な苦難を経た後に税理士となり、現在に至った人です。以上の詳細は、支部会報33号（S56.1.1新年号）に掲載されています。

前に戻りますが、私が支部幹事になり、中島先生とも親しくなった頃、中島先生より高雄中学の同窓会主催で母校訪問と観光を兼ねての旅行があり、ゲストも歓迎との事なので一緒にどうかとの誘いがあったのです。海外へ行った事のない私は、一度は行って見たいなと思っていたこともあり、支部の井上先生、増田先生、同じ事務所の登山先輩と共に台湾旅行に参加した訳です。

初めての海外旅行で、胸をときめかして行った

のでありましたが、行った日から雨となり、帰りの日の前日も台風が来て豪雨となり、道路に木が倒れていて、バスに同乗していた男性の我々が、パンツ1枚になって木を道路脇にどかしたり大変な思いもしました。しかし、景色は良く、食事も美味しく忘れられない楽しい旅行だったことを、しみじみと思い出しました。

次はカラオケですが、支部の役員旅行、忘年会等の行事の宴会の時は、いつもまず最初に歌うのが、カラオケ大好きの中島先生でした。

その後、昭和59年11月頃、カラオケ同好会（正式には歌舞音曲部）が中島先生の肝入りで発足し、当初よりカラオケ部長となり、私も初回から参加し、昨年第25回発表会まで25回連続して出場して来ました。

水泳を日課にして来たためか、いつも元気で若々しく、カラオケも常に新しい曲を覚え、カラオケ「命」で頑張ってきた人です。

父上も90歳で天寿を全うし、自分は100歳まで生きて見せると書いてありましたが、同じ年令で彼岸に行ってしまうとは不可思議な縁であり、天寿を全うしたと言えらると思います。奥様思いで、明るく誠実で、情熱的で面倒見の良い在りし日の中島先生の姿が思い出されます。

天国でも同好の士を集めて、カラオケを歌っているのではないかと思います。

何も思い残すことはないでしょう。静かに、安らかにお眠り下さいと念じ、心よりお悔やみ申し上げます。

合掌

## 中島歌舞音曲部長を追悼して

河原 邦文

故中島重敏先生は中島支部長の父親であり日本橋支部の歌舞音曲部長として25年間カラオケ部を指導していただきました。誠においしい方を亡くされ、生前のご指導に感謝を致します。

中島重敏部長は、2月6日で90歳（卒寿）の誕生日の日にご逝去なされました。11日の通夜の日はしんしんと降りしきる雪の斎場で厳かに行われ大勢の方々が弔問に訪れ哀悼の意を示されました。生前のご活躍と、交際の広さを感じました。

斎場の中島重敏部長のお写真は、昨年第25回カラオケ発表会、第4回同好会の集いを開催した時のチャップリンのご衣裳でその時熱唱された張りのある歌声が耳に残っております。

その時が最後のカラオケの舞台になりました。

故中島重敏部長は、昭和45年～54年迄東京税理士会の常務理事としてご活躍をなされておりましたし、日本橋支部では支部役員もなされ支部総会で活発な意見を出され支部運営に生かされておりました。

中島重敏先生は、日本橋支部、いや税理士会では、なくてはならない方でした。

ご冥福をお祈り申し上げます。

## 中島重敏先生を偲んで

若狭 茂雄

私は今、静かにパソコンに向かい中島先生の追悼文を考えています。先生がこの世にいらっやらないことが信じられません。先生の訃報は支部事務局からのFAXにて知りました。ただその時は、何のことか、何かの間違いではないかと思ひ、直ぐ支部事務局の中島さんに電話連絡しましたが、涙が自然と溢れしばらく言葉にならない私がそこにいました。翌日の夜先生のご自宅を訪ね、先生の安らかな優しい寝顔に直面し、ただただ長い間ありがとう、ありがとうの合掌をしました。

中島先生との出会い思い出を綴ります。出会いは、支部で新たに歌舞音曲部をスタートす

る際、参加するように誘われたことです。その当時の私は正式に独立して3年目頃で、ようやく以前勤務していた公認会計士事務所の世話から離れ、私なりにこの仕事で生活出来るかなと思ひ始めた時期でした。日本橋支部の先生方との交流もしなければならないと考えてもいました。その時、私のおじいさんと後ろ姿がそっくりな中島先生（他に姓について、私のおじいさんが中島家から若狭家に婿に来たこと、私の2番目の兄が中島家を継いでいることにもご縁を感じ）からのお誘いを受け、NOとも言えず小さな声で「はい」と返事したのです。

しかし、正直当時はあまり歌が好きでもなく、しかも誰か指導してくれるものだと思っていたものが、場所は人形町地下の飲み屋でカラオケ、誰もが勝手に好きな歌を歌う光景に、日々何時やめようか、何時やめようか考えていたものでした。その時も誘ってくださった、何かのご縁を感じる中島先生より優しい言葉を掛けられては思いとどまり、あっという間に25年が過ぎてしまいました。1周年の時、2曲を覚えなければならず（今のようにテレビに歌詞は出ないため）中島先生や吉田先生に優しく、時には厳しく指導を頂き大変お世話になりました。それを乗越えてからすっかりカラオケに馴染み、あっという間に昨年25周年を迎えた気がします。

ただ言われるように先生の後をついて行き、先生に恩返しの一つも出来ぬままお別れを迎えたことが、とても残念で申し訳ない気持ちでいっぱいです。先生に誘っていただいたことで得ることのできた支部との関わり、多くの税理士仲間は、私にとってかけがえのない「宝」です。大事にします。

先生との出会いの想いを胸に大切にしまっ、先生への感謝とお礼の言葉と致します。本当に有難うございました。

## 笑顔 を 偲 んで

小出 純江

私はかつてカラオケが嫌いでした。我も我もとマイクを握り何とも楽しそうに歌っている中で、私はといえは早めに酔っ払って狸寝入りをしたり、順番が回ってきそうになるとトイレに籠城し

たりと飲み会は好きなのに歌があるからどうしよう、これの繰り返しでした。

「人間誰でも欠点はあるから。」私が酔った勢いでつい歌ってしまった後に顧問先の社長からいただいた慰めの言葉です。これが致命傷で完全な歌コンプレックスに陥っていました。

日本橋支部で独立した28年前、初めての支部総会の後の懇親会で運命の出会いがありました。皆さんが良くご存じのニコニコ笑顔で中島重敏先生が新入会員の私に握手を求められ、カラオケ部へ是非と勧誘されました。「本当に駄目なんです。」と固辞しても尚、攻撃の手を緩めず、歌わないことを条件に部員になるという実におかしな始まりでした。

司会はやるけれど歌わない路線は2年ほど続き、密かに友人と特訓した「北の宿から」でようやく歌手デビューを果たし、何と図々しくも10年後にはメルパルクホールで行われた税理士まつりに出演までしてしまいました。

カラオケ部はリーダーがまことに熱心で、その勢いに引っ張られるように部員のまとまりも良く、大いに盛り上がっていました。

この10年ほど、環境の変化でカラオケ部の活動

に参加しなくなっていました。それでも毎年6月の支部総会でおめにかかると、重敏先生は何度お断りしても又、ニコニコと笑顔で「今年は発表会に出てもらえる？」と話しかけてくださいました。申し訳ないと思いつつながら、カラオケから足が遠のいてしまい、ご病気をかかえての最後のステージとなった25周年カラオケ発表会での勇姿を拝見できなかったことが今となっては残念でなりません。

歌が歌えるようになったのも、最初に声をかけてくださったから、そしてカラオケ部に入ったからこそ、たくさんの仲間達と知り合い、交流を深めることができたと思っています。

道を拓いてくださって本当にありがとうございました。

ご冥福を心からお祈り申し上げます。



## 各部だより

### [総務部]

#### 支部幹事会報告

平成22年12月15日（月）16時00分開始

#### I 審議事項

1. 新年賀詞交歓会（平成23年1月13日（木））の件  
新春講演から賀詞交歓会までのタイムスケジュールと担当者割りを承認可決した。
2. 税理士記念日税の無料相談担当者選任の件  
相談担当者は例年支部幹事、本会理事が担当していたが、今回より支部会員にも相談担当者となつていただき、10名の相談者を承認可決した。
3. 平成22年分確定申告期の無料相談等の件  
支部の確定申告無料相談者20名を承認可決した。
4. 八団体合同賀詞交歓会の件  
平成23年1月26日（水）開催の八団体合同賀

詞交歓会への参加費について負担額を承認可決した。開始時間は例年午後4時30分であったが今年は午後5時00分からとなった。

#### 5. 観劇会の件

平成23年3月17日明治座での「川中美幸特別講演」について予約席数、支部負担額を承認可決した。

#### II 報告事項

1. 支部中間監査（12/1）の件
2. 登録調査（12/6）の件
3. 局、署長と支部長との税務連絡協議会（12/6）の件
4. 日本橋法人会との懇談会（12/7）の件
5. 税理士雑談室（12/8）の件
6. 日本橋税務懇話会（12/8）の件
7. 日本橋税務署との定例連絡会（12/15）の件
8. 日本橋税務署への新年挨拶（23/1/7）の件

9. 日本橋支部役員選挙の件

10. 東京税理士会役員選挙の件

### Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成23年1月20日（木）10時32分～11時16分

#### I 審議事項

1. 各種無料相談担当者の慰労会開催（3月16日（木））の件

22年度中に実施及び実施予定の各種無料相談等に参加・協力を頂いた方々を対象とした慰労会を開催することを承認可決した。

2. 平成23年度賀詞交歓会会場、日時（平成24年1月）

平成23年度の賀詞交歓会を平成24年1月12日（木）にロイヤルパークホテルで開催することを承認可決した。

#### II 報告事項

1. 新年賀詞交歓会（1/13）の件

2. 登録調査（1/14）の件

3. 新年挨拶の件（中央都税事務所1/5、日本橋税務署1/7）

4. 賀詞交歓会（東京税理士会1/7、京橋支部1/14）の件

5. 東京税理士会・東京税理士政治連盟合同セミナー（2/14）開催について

### Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成23年2月15日（火）10時34分～11時37分

#### I 審議事項

1. 常会開催（4月20日（水））の件

常会を4月20日午後1時00分～1時45分に東実健保会館で開催することを承認可決した。

2. 準会員入会申込みの件

22年6月2日付で日本橋支部から武蔵野支部へ移った内田孝氏より、準会員の入会申込みがあり、支部準会員取扱細則に基づき承認可決した。

3. 7月の支部幹事会・役員旅行の件

7月幹事会開催は役員旅行と分けて開催することとし、幹事会は7/6（水）役員旅行は6/26（日）6/27（月）とすることを承認可決した。

#### II 報告事項

1. 八団体合同賀詞交歓会（1/26）の件

2. 税理士雑談室（2/7）の件

3. 登録調査（2/10）の件

4. 青色申告会との協議会（2/10）の件

5. 東京税理士会・東京税理士政治連盟合同セミ

ナー（2/14）開催の件

6. 事務局入居ビルオーナー変更の件

7. 4月以降の幹事会日程の件

8. 署との拡大定例連絡会（4/15）の件

9. 支部経理取扱要領の一部改正の件

10. その他

(1) 規律委員会（1/24）の結果報告

(2) 研修ポイントの付与

### Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成23年3月23日（木）10時32分～11時55分

#### I 審議事項

1. 支部経理取扱要領の一部改正の件

支部経理取扱要領の第5条2項を削除、第6項に一部追記を承認可決した。

2. 顧問・相談役会開催の件

4月26日（火）16時30分から北濱で開催することと参加者の負担費用について承認可決した。

3. 支部常会開催変更（4月20日）の件

予定会場である東実健保会館6階が震災の被害により使用できないため、支部事務局会議室で開催することとし、当該事項は支部配付物発送の都合上事後承認であることも含めて承認可決した。

4. 支部滞納会費の法的督促の件

支部会費滞納者2名に対し法的督促をすることを承認可決した。

5. その他

東北関東大震災の被災に対する義援金について

(1) 日本橋支部の義援金対応について

6月の支部総会に諮り承認を得られれば、東京会が募っている口座へ寄付をする。金額並びに予算科目については次回幹事会で審議予定。

〔説明〕 支部会費は本来支部会員のために使用されるべきであるが、今般の震災の状況を鑑み東北税理士会及び関東信越税理士会の被災会員の支援のためである。

(2) 支部会員の義援金対応について

会員が義援金を寄付する場合は東京会で募っている口座として、日本橋支部では独自に募らない。

以上のことを承認可決した。

## II 報告事項

1. 確定申告無料相談 (2/21~25) の件
  2. 税理士記念日無料相談の件 (2/23) の件
  3. 確定申告電話相談センター (2/1~3/15) の件
  4. パソコンによる申告センター (2/1~3/15) の件
  5. 各種無料相談担当者の慰労会 (3/16) の件
- ## III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

## [研修部]

会員の皆様におかれましても、確定申告に続き3月決算法人申告と最も忙しい時期、なかなか研修の時間を取れないというのが実情かと存じま  
す。更に残念なことに研修会場として使用していた東実健保会館が、震災の影響で当分利用できなくなり、4月に予定していた朝長先生の研修を延期せざるをえなくなりました(6月7日(火)開催  
します)。しかし、毎月支部で行っている雑談室は、継続して開催しています。経験豊かな会員からも、情報交換の場として有用であるという声を頂いています。是非、多くの会員の参加をお待ち  
しております。

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

### 《最近実施した研修会》

日 時：平成22年12月3日(金) 16:00~19:00

講 師：税理士 山田 俊一氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：I プロから寄せられた難問事例

— 換価分割 —

II 海外財産への贈与と税賦課決定事件

— 東京高裁H19.10.10判決 —

日 時：平成23年1月13日(木) 15:30~17:00

講 師：落 語 桂 宮治

講 談 宝井琴柑

太神楽 翁家和助

講 談 宝井琴星

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：新春寄席

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

日 時：平成23年1月21日(金) 16:00~19:00

講 師：国士舘大学法学部教授 酒井克彦氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：法人税の計算における『一般に公正妥当と

認められる会計処理の基準』とは何か？

日 時：平成23年2月8日(火) 13:00~16:00

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

テーマ：平成22年分確定申告にあたっての留意点

日 時：平成23年2月16日(水) 16:00~18:00

講 師：税理士 菅納 敏恭氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：49年ぶりの大改正、通則法はどうか。

### 《今後開催の研修》

日 時：平成23年6月7日(火) 14:00~16:00

講 師：朝長英樹氏

会 場：東実健保会館6階ホール

テーマ：資本等取引税制と組織再編成税制

### 《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成22年12月8日(水) 17:30~19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年1月11日(火) 17:30~19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年2月7日(月) 17:30~19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年3月18日(金) 17:30~19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年4月8日(金) 17:30~19:30

会 場：日本橋支部会議室

## [厚生部]

東日本大震災で被災された皆様へ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願いたいと思います。震災の影響により予定されていた行事で中止となっているものがあり、今後変更等が予想されます。各同好会にご参加の皆様はメール、FAX、支部ホームページ等で情報をご確認くださいようにお願い申し上げます。

## 〈野球部〉

活動報告の前に今回の震災で被害に遭われ亡くなられた方々のご冥福と、現在も被災に遭われている方々が一日も早く従来の生活へ戻る様、心よりお祈り申し上げます。

野球部の活動に関してご報告致します。昨年12月の納会において、23年1月以降も引き続き3役として大澤監督、引地マネージャー、主将を私渡辺が務めることとなりました。昨年は、秋の本大会

において目標のベスト4入りを果たし、強豪ひしめく第一ブロック・リーグ戦においても、優勝という好成績を収める事ができました。更に複数の有望選手の加入により一段とレベルの向上と成果が期待できる新たな年を迎えることとなりました。今年も野球部活動の始動は1月から全体練習が開始されることとなりました。23年3月までの活動状況は以下のとおりです。

1月12日 (浜町グラウンド)

1月28日 (浜町グラウンド)

2月9日 (浜町グラウンド)

2月15日 (浜町グラウンド)

3月16日 (新宿支部練習試合 震災のため中止)

3月18日 (月島グラウンド 震災のため中止)

3月26日 (江戸川グラウンド 江戸川北、大森両支部との練習試合)

ところで3月28日に春季大会に向けた抽選会が千駄ヶ谷の東京税理士会館にて行われる予定でしたが、各支部の主将が今回の震災の状況について様々な意見を出し合い、東京税理士会厚生部が意見を取り纏めた結果、春季本大会は中止される事となりました。計画停電のある支部等、通常業務に支障が生じている先生方や被災者の方々の現状を踏まえるとやむを得ない決定と思われれます。

その後、日本橋支部を含む13支部が参加して4月7日にチャリティを目的とした親善試合が開催されました。その時集められた義援金336,000円は日本赤十字社に寄付されました。

但し年間を通じて行われる第一ブロックリーグ戦は予定通り5月から開催の予定となっており、野球部としましては、初戦の京橋戦への準備を怠ることなく2年連続のリーグ戦優勝と秋季本大会での更なる飛躍を目指して今期の活動を行っていききたいと思います。

勝利を目指し活動中の野球部ですが、あくまでも厚生部の活動の一環として支部会員の交流と健康維持を目的としています。今では当たり前となった練習前の2組みでの柔軟体操をタププリと行うことで年間を通じて故障者が出ないよう心がけています。今まで一度も野球部への活動へ参加のなかった先生方も是非柔軟体操やキャッチボールへの参加をお待ちしていますので、今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(主将 渡辺)

### 〈囲碁部〉

恒例の京橋支部との新春囲碁親善囲碁大会は、1月15日(土)に京橋支部会議室において午後1時から開かれました。日本橋支部参加者は9名であったため、元日本橋支部所属であった深本三郎先生の友情応援を得て、今年もまた勝つぞと気合をいれて会場にのぞみました。結果は14勝16敗の僅差で京橋支部の勝ちとなり、日本橋支部の5連覇はなりませんでした。対局がすんでからの反省会では、なぜあそこで、あのような手を打ったのかくやしい、日本橋支部の月例会において個人として再挑戦したいとの申し出もありました。

3月25日(金)は、日本橋支部春季囲碁大会を当支部会議室にて開催しました。参加者8名、持時間1局1時間としましたが、長考につぐ長考あり、4回戦で5時間なんなんとなる熱戦。結果は、次のとおりとなりました。

優勝 原口 義弘 五段

準優勝 大久保速雄 四段

1位 下村 信義 四段

2位 関口 重雄 初段

3位 榊 邦弘 四段

平成23年の今後の月例会の予定は、次のとおりです。5/19(木)、6/28(金)。

多くの方の参加をお待ちしています。(坂元)

### 〈テニス部〉

12月22日(木)品川プリンスホテルのコートで今年最後の練習会を行いました。今回は新入会員2人を迎えての練習です。久しぶりの練習会の事もあり、基本のショートラリーから始め、ストローク、ボレーへと練習メニューをレベルアップしていきます。新入会員の2人も久しくテニスから離れていたとは思えない軽やかなストロークです。後半は試合形式で練習を行いました。練習会の後はお楽しみの忘年会へ、でもこの日はクリスマスの前と言うこともあってお店はどこもいっぱい、ちょうど9名分空いた焼き肉屋さんへ。いっなくな豪華な忘年会となりました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご

連絡下さい。

【今後の大会予定】

春季大会：5月16日(月) 予備日;19日(木)  
 秋季大会：10月4日(火) 予備日;12日(水)  
 支部対抗戦：11月7日(月) 予備日;17日(木)

〈ゴルフ部〉

1. 第278回TNG会 12月2日(木)

若洲ゴルフリンクス 22名参加

12月としては暖かく若洲名物の強風も吹かない好条件であった為、NET72を切ってラウンドした人が7名もいる大接戦になりました。事務所から近いゴルフ場ということもあって幅広い年齢層の方にご参加いただき、和気あいあいと楽しむことができました。

優勝 岡本八郎会員 G79 N65  
 2位 二瓶正之会員 G84 N68  
 3位 赤坂光則会員 G94 N68  
 ベスグロ 岡本八郎会員 OUT41 IN38

2. 4月5日(火)に紫カントリークラブ(すみれコース)で行う予定でした第279回TNG会は、大震災の発生とその後も続く余震、交通状況が不安定であることなどを考慮し中止としました。参加を予定されていた皆様にはご迷惑をおかけ致しますがご理解いただけますようお願い申し上げます。

〔組織部〕

1月20日

幹事会後に経理部と合同で部会を開催し、支部経理取扱要領について税務経営指導所の廃止並びに公益法人会計基準に準拠するため検討を行った。

2月15日

支部幹事会において、支部経理取扱要領の一部改正を提示した。

3月23日

支部経理取扱要領の一部改正について、支部幹事会に提案し、承認された。改正された支部経理取扱要領は、同日より施行されることとなった。

3月25日

支部経理取扱要領について一部改正が行われたことを本会へ報告した。

〔綱紀監察部〕

平成21年度～23年度の税理士証票、バッジの所持確認22年度分を行いました。

1. 日時 平成23年2月2日(水)  
午前10時～午後4時
2. 場所 日本橋支部事務局
3. 結果 対象会員 257名  
実施会員 106名(内 対象外2名)  
未済会員 153名  
対象法人 14法人  
実施法人 9法人  
未済法人 5法人

今後の予定

上記未済会員に対する税理士証票、バッジの所持確認(最終)を平成23年度中に行う予定です。

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。また、本年2月から支部において無料税務相談を開設しました。

加えて、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成23年実施日	会場	担当税理士
1月12日(水)	法人会事務局	山崎 健
1月26日(水)	〃	皆平 弘一
2月2日(水)	〃	岩川由美子
2月16日(水)	〃	渡辺 春樹
3月2日(水)	〃	永島 嘉治
3月16日(水)	〃	土田 一夫

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成23年実施日	会場	担当税理士
1月7日(金)	中小企業相談センター	佐藤 兆秀
1月28日(金)	〃	野本 徳治
2月22日(火)	〃	永島 嘉治
3月15日(火)	〃	江島 昌之

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成23年実施日	会場	担当税理士
1月26日(水)	中央区京橋プラザ	二瓶 正之

2月16日(水)	〃	皆平 弘一	〇日本橋青色申告会からの依頼分
2月17日(木)	〃	後久 亮	平成23年実施日 会場 担当税理士
2月18日(金)	〃	須佐 正秀	2月18日(金) 日本橋青色申告会事務局 余西 吉巳
2月23日(水)	〃	佐藤 兆秀	3月4日(金) 〃 〃
<b>《決算申告説明会》</b>			上記の他、
〇東京会からの依頼分			〇日本橋税務署からの依頼分
平成23年実施日	会場	担当税理士	新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。
1月24日(月)	日本橋青色申告会事務局	若狭 茂雄	
〃	〃	福岡 敏郎	担当税理士
<b>《確定申告無料相談》</b>			赤坂 光則
〇日本橋税務署からの依頼分			佐野 典子
平成23年実施日	会場	担当税理士	林 孝子
2月21日(月)	日本橋公会堂	赤坂 光則	岩川由美子
〃	〃	村田 裕	
〃	〃	土田 一夫	<b>《税理士記念日税の無料相談》</b>
〃	〃	岩川由美子	平成23年実施日 会場 担当税理士
2月22日(火)	日本橋公会堂	渡辺 春樹	2月23日(水) 三越前駅地下通路
〃	〃	鈴木 秀明	財津 良子
〃	〃	金 日永	三ヶ尻忠敬
〃	〃	福嶋 孝臣	高橋 和敏
2月23日(水)	日本橋公会堂	猪股 正明	宇田川洋二
〃	〃	後久 亮	濱川 久子
〃	〃	福嶋 孝臣	永島 嘉治
〃	〃	齊藤 恵子	深井 一弘
2月24日(木)	日本橋公会堂	引地 栄二	鈴木 研
〃	〃	中村 佳子	結城 昌史
〃	〃	高山 秀三	須貝亜理沙
〃	〃	野本 徳治	以上の先生方にご協力いただき63件の相談がよ
2月25日(金)	日本橋公会堂	余西 吉巳	せられました。
〃	〃	蟻坂 欣一	<b>《支部無料税務相談》</b>
〃	〃	中根 緑	平成23年実施日 会場 担当税理士
〃	〃	皆平 弘一	2月9日(水) 支部事務局会議室 福岡 敏郎
<b>《申告書代理送信》</b>			3月2日(水) 〃 花山 三郎
			3月9日(水) 〃 須佐 正秀

支部会員異動のお知らせ

平成22年12月1日～  
平成23年3月31日

<b>〈入会〉</b>			日本橋本町1-6-14
12月21日	木村 渉	〒103-0027	シャンブリーズ1001
		日本橋1-4-1	電話 6908-1303
		日本橋1丁目ビルディング16階	12月21日 増田 天紀
		税理士法人平成会計社	〒103-0013
		電話 3231-1858	日本橋人形町1-5-3-702号
12月21日	齊藤 大介	〒103-0023	電話 4400-3922
			12月21日 向井 一洋
			〒103-0022

	日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720	502号 電話 3661-3840
12月21日	吉岡 裕樹 〒103-0022 日本橋室町1-12-11 井上第1ビル3階 電話 3270-2428	〈転入〉 12月6日 笠原 彰朗 麻布支部より 〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
1月27日	酒居 徹地 日本橋2-16-6-5階 52号室 佐藤江戸橋ビル	12月6日 川嶋 恵 同 上 12月6日 北島 亜紀 同 上
1月27日	藤野 孝啓 〒103-0027 日本橋2-1-14 日本橋加藤ビルディング7階 税理士法人レコルテ 電話 5200-1638	12月6日 島尾 勇人 同 上 12月6日 白鳥 智子 同 上 12月6日 柳澤 俊輔 同 上 12月24日 鈴木 大輔 京橋支部より 同 上
2月24日	篠原 靖宏 〒103-0027 日本橋3-1-2 NTA日本橋ビル8階 電話 3272-8566	1月14日 濱田 雅大 四谷支部より 〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720
2月24日	十佐近 敬介 〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775	1月26日 坂井 優隆 神田支部より 〒103-0022 日本橋室町1-11-6 サンパティーク日本橋三越前804 電話 3548-0103
2月24日	水野 貴之 〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	2月25日 佐藤 智子 京橋支部より 〒103-0025 日本橋茅場町1-11-8 紅萌ビル7階 垣本容子税理士事務所 電話 5641-6002
3月23日	小田 信篤 〒103-0028 八重洲1-4-21号 共同ビル 電話 090-2647-1883	3月25日 岩切 靖雅 上野支部より 〒103-0003 日本橋横山町9-14-206号 電話 050-8886-5232
3月23日	檜山 啓明 〒103-0015 日本橋箱崎町1-8 日本橋中央税理士法人 電話 5652-4774	〈法人入会〉 12月6日 坂下国際税理士法人 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-19-8-702号 電話 3664-7713
3月23日	三谷 太郎 〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	2月17日 BPS税理士法人 〒103-0023 日本橋本町1-6-14
3月23日	渡邊 綾乃 〒103-0013 日本橋人形町1-12-11	

シャンプリーズ1001  
電話 6908-1303  
3月31日 日本マネジメント税理士法人 東京事務所  
〒103-0013  
日本橋人形町3-11-10  
電話 5946-9310

#### 〈事務所住所変更〉

坂下 利明 〒103-0014  
日本橋蛸殻町1-19-8-702号  
米井 靖雄 〒103-0027  
日本橋3-2-9 三晶ビル6階  
電話 6214-2641  
富山 哲 〒103-0025  
日本橋茅場町2-17-6  
いづみハイツニュー茅場町410号  
電話 5695-9370

#### 〈事務所名称変更〉

坂下 利明 坂下国際税理士法人  
坂下 弘子 同上  
齋藤 大介 BSP税理士法人

#### 〈事務所電話番号変更〉

姜 恵玉 電話 6206-2314  
(齋藤 恵子)

#### 〈転出〉

小野塚裕子 豊島支部へ  
岡田 祐樹 麹町支部へ  
羽仁 尚栄 練馬東支部へ  
前田 信寛 芝支部へ  
麻生 尚紀 渋谷支部へ  
森久保佳子 四谷支部へ  
出縄 良人 町田支部へ  
石田 昇吾 江東東支部へ  
萩原 栄 芝支部へ  
齋藤 慎 渋谷支部へ

#### 〈退会〉

田村眞太郎 千葉県会へ  
大谷 高弘 東海会へ  
河本 幹正 東京地方会へ  
村上 泰三 業務廃止  
伊藤晋之介 名古屋会へ  
小林 知之 名古屋会へ  
梅野 陽久 関東信越会へ  
佐伯 敬 千葉県会へ  
春山 修 業務廃止  
田村麻衣子 業務廃止

渡邊 剛徳 関東信越会へ  
石海佳菜子 関東信越会へ  
鈴木 秀明 北海道会へ

#### 〈法人会員転出〉

税理士法人フェニックス東京事務所 芝支部へ

#### 〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

中島 重敏	大正10年2月6日生まれ	90歳
	平成23年2月6日死亡	
佐藤 精	昭和3年10月6日生まれ	82歳
	平成23年3月21日死亡	

編

集

後

記

3月11日には日本中が経験したことが無い災害に見舞われました。全国で災害に遭われました方々には心からお見舞い申し上げます。

私たちも確定申告最中の出来事であった為に多くの苦労をしました。

そのような状況にも関わらず原稿を執筆していただきました会員の皆様には何とお礼申し上げてよいかわかりません。広報部一同心から感謝申し上げます。

また、“にほんばし”第128号をもって現メンバーでの広報誌作りは最後となります。

広報部7人はこの2年間、執筆頂いた原稿を読み校正する仕事をとても楽しくやりがいをもって臨んできました。また、会員の皆様にお届け読んで頂くことを楽しみに発送作業をして参りました。

今私たちにできることは毎日の業務を今まで以上に凝縮して仕事を続けることが震災復興の一役を担うことだと思います。

そして今後一層、会員の皆様の意識の共有の場である広報誌“にほんばし”を発行していくことに努力してまいりますので今後も御協力お願い申し上げます。

編集委員 高木武彦 小出純江 櫻井和儀  
小畑孝雄 鈴木幸信 梅田文江  
高橋美津子

- 協会けんぽ(旧：政府管掌健康保険組合)にご加入の皆さん
- 社会保険に加入していない事業所の皆さん

# 『税務会計監査事務所健康保険組合』は こんなにお得です!

常勤の従業員が2名以上で加入できます。

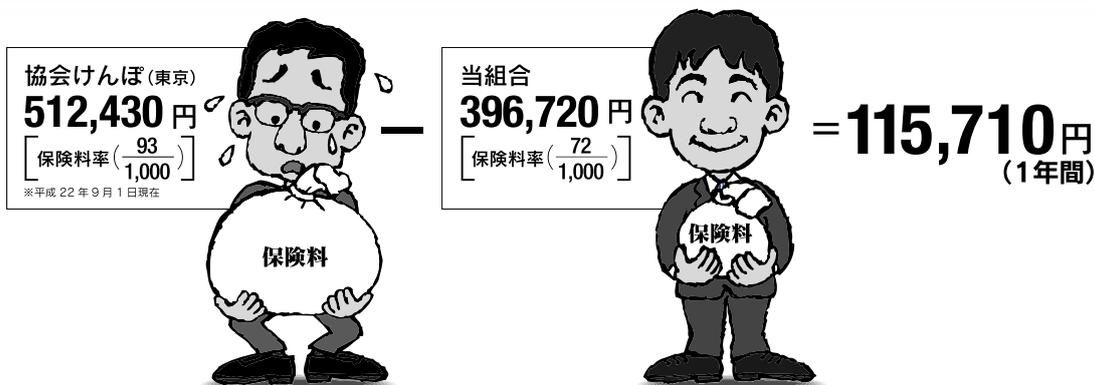
当組合は  
「協会けんぽ」に比べて  
低い保険料率なので

# 1人年間で 115,710円も お得です。

すでに加入されている事業所の方にも喜ばれています。

## 保険料を比べてみれば…

- 標準報酬月額 38万円、年間賞与額 95万円の場合



税務会計監査事務所  
健康保険組合 ☎03-3232-5541(代)

※平成23年1月より名称が変更しました

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-12-11 東税健保会館 <http://www.touzeikenpo.or.jp>

東京商工会議所の

# 無担保・無保証人融資(マル経融資)のご案内

～ 先生ご自身、また顧問先事業所様の事業資金にぜひご活用下さい!～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で(保証協会の保証も不要)商工会議所の推薦に基づき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

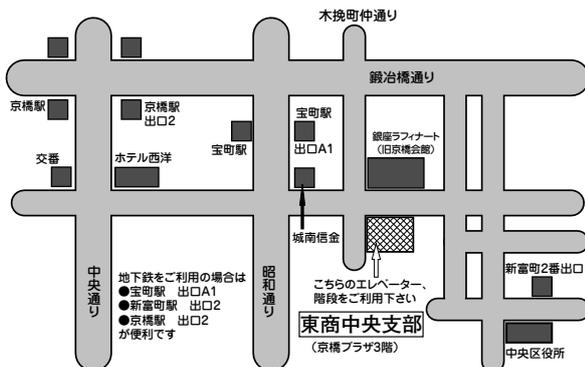
〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方  
(パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます)
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税等)を完納している方 等

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
  - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
  - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
  - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
  - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
  - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
  - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
  - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
  - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。  
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。  
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



## 融資の条件

資金用途	運転資金 設備資金
融資限度	1,500万円
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
担保 保証人	不要 (保証協会の保証も不要です)
利率	年1.95% (平成23年4月13日現在)

- 利率は金融情勢によって変わります。
  - 中央区より支払利率の30%を補助!
  - 審査の結果ご希望に添えない場合がございます
- ※上記の融資限度額、返済期間の取り扱い、平成24年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

経営に関するお悩み承ります

弁護士による無料 法律相談  
 毎月第3火曜日 午後1時～4時(8・1月を除く)  
 要予約・電話にてご予約下さい

【お問い合わせ・お申し込み】

## 東京商工会議所 中央支部

〒104-0061  
 中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F  
 TEL 3538-1811



利用のキッカケは  
関与先の  
この一言でした。

顧問料  
の集金

便利な制度が  
あるらしいね？

### 税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。  
e-NET(オンライン型)とPOST(郵送型)の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行政社

株式会社 **日税ビジネスサービス**

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



### 税理士界一筋29年の 実績と信頼

不動産  
の売買

ご成約

売却・購入

相続関連  
業務

財産評価  
サポート

広大地  
評価

鑑定評価

有効利用



「日税なら安心して関与先に紹介できる」と  
評価いただいています。

税理士協同組合指定会社

株式会社 **日税不動産情報センター**

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



保障の幅が広がって  
もっと頼れる医療保険、  
新登場!!

医療保険

もっと頼れる医療保険

**新EVER**  
エヴァー

VIP大型総合保障制度

全税共会員の皆様は  
「集団取扱」で  
保険料が割安!

頼れる

1 病気もケガも一生涯保障します!

保障は途切れることなく、一生涯続きます。  
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、  
1回の入院は、最高60日まで保障します。



頼れる

2 手術の範囲が広がりました!

健康保険が適用となる約1,000種の手術\*を保障。  
「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や  
放射線治療を受けたときも保障します。  
健康保険制度適用外の先進医療を受けたときには一  
時金をお支払いします。



★詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏第一総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF069-2009-0362 11月2日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 **共栄会保険代行**

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会  
会員・準会員の皆さまへ

全税共の所得補償保険は病気や  
ケガで働けなくなった時、収入を  
維持していく為の保険です。入院だけでなく、医師の指示  
に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

所得補償保険  
自動車・火災保険

団体所得補償保険

- 最長一年間補償
- 無事故20%返れい

団体30%  
割引適用



団体長期障害所得補償保険  
(生涯収入プロテクション)

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯

■税理士協同組合 組合員の先生・  
事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱  
5%割引



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」「ご契約の  
しおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ10-01264 (2010.5.13)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 **日税サービス**

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル9階



独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

掛金そっくり所得控除

## 小規模企業共済制度

トップの  
節税

関与先にもお褒めください  
**事業主や会社役員等の退職金制度です**

節税しながら  
ゆとりの考慮



### 制度の特色

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②安全・確実な保障です。
- ③貸付制度が利用できます。
- ④共済金は退職所得扱い、又は公的年金などと同じ雑所得扱いです。
- ⑤共済金は一時払と分割払のどちらかを選択できます。

### 毎月の掛金

月額1,000円から500円刻みで  
最高70,000円までの間で自由に選べます。

### 加入資格等

- ①常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員。
- ②事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員。
- ③常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員。
- ④上記①に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者(一事業主につき2名まで)

※加入に際しては他にも要件がありますのでご注意下さい。

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL. 03(5363)2011(代)

# 新年賀詞交歓会



▲ 中島支部長



◀ 姉崎署長



◀ 桑原都税事務所長



◀ 落語家 桂宮治さん



◀ 大神楽 翁家 和助さん



◀ 講師 宝井 琴星さん



◀ 講師 宝井 琴柑さん

## 確定申告無料相談会



税の無料相談コーナー  
社会日本橋支部

税理士記念日(2月23日)  
三越地下鉄口相談会場



▲ 4月7日、東日本大震災  
チャリティー親善試合



▶ 日本橋公会堂会場

